

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、埼玉県総合リハビリテーションセンター-ESCO（Energy Service Company）事業の実施方針を公表します。

平成14年12月18日

埼玉県知事 土屋 義彦

埼玉県総合リハビリテーションセンター-ESCO事業実施方針

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容等に関する事項

(1) 事業名称

埼玉県総合リハビリテーションセンター-ESCO事業

(2) 対象となる公共施設の概要

社会福祉施設

(3) 公共施設の管理者

埼玉県知事 土屋 義彦

(4) 事業目的

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき、埼玉県総合リハビリテーションセンターにおいて、施設の省エネルギー化を効率的かつ効果的に推進させ、地球温暖化対策への貢献及び維持管理費の削減を図るものです。

(5) 事業内容

ESCO事業者（以下「事業者」という。）は、環境負荷の低減及び光熱水費の削減を図るため、省エネルギー改修に関する優れたノウハウを導入し、事業者自らの資金で設計及び施工をした省エネルギー改修設備等（以下「設備」という。）の運転管理及び維持管理を行い、事業終了時は当該設備を埼玉県（以下「県」という。）に無償譲渡するものとします。

ア 事業範囲

(ア) 事業者は、県と事業者が結ぶ契約（以下「契約」という。）に基づき、契約期間内、設備の運転管理、維持管理、光熱水費削減額の保証、また省エネルギー量効果を把握するための計測検証等を含むサービス（以下「サービス」という。）を県に提供するものとします。

(イ) 事業者は、契約期間内、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うものとします。

(ウ) 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、県の利益及び省エネルギー効果を保証するものとします。

(エ) 事業者は、設備及び県の既存設備等に関する運転管理方針を示し、事業者及び県

は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理方針に従い各々の運転管理を行うものとしします。

(オ) 事業者は、契約期間終了後、設置した設備を県に無償譲渡するものとしします。

イ 事業者の収入

県は、事業者が実施する設備の設計・施工及び維持管理等に要する対価を、施設の光熱水費削減額の中からサービス料として、事業期間内において毎年度均等額を事業者に支払います。

(6) 事業期間

最終事業者の提案によります（ただし、最大15年としします。）

(7) 事業方式

本事業の方式はBOT方式（Build Operated Transfer）としします。

(8) 事業実施のスケジュール

ア 優先交渉権者（事業者）等の選定	平成15年3月31日
イ 補助金交付申請	平成15年5月
ウ 最終事業者と契約締結	平成15年8月
エ 設計・施工・試運転調整期間	契約日から平成16年3月31日まで
オ サービス開始期日	平成16年4月1日

2 特定事業の選定方法等に関する留意事項

(1) 選定方法

県は、実施方針の公表後、本事業の実施可能性等を勘案し、これを実施することが適当であると判断したときは、特定事業として選定しします。

(2) 選定基準及び手順

次の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表しします。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ 総合的評価

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式としします。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

(1) 実施方針の公表	平成14年12月18日(水)
(2) 実施方針に関する意見の受付	平成14年12月18日(水)～27日(金)
(3) 特定事業の選定結果の公表	平成15年1月14日(火)
(4) 募集要項配付	平成15年1月14日(火)～1月20日(月)
(5) 説明会開催	平成15年1月16日(木)
(6) 募集要項等に関する質問受付	平成15年1月16日(木)～1月20日(月)
(7) 募集要項等に関する質問回答	平成15年1月22日(水)
(8) 参加表明書及び資格確認書類の受付	平成15年1月27日(月)～28日(火)
(9) 参加資格確認結果及び提案要請書の送付	平成15年2月4日(火)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (10) 現場ウォークスルー調査 | 平成15年2月7日(金) |
| (11) 提案書の受付 | 平成15年3月6日(木)～3月7日(金) |
| (12) 優先交渉権者等の選定、結果公表 | 平成15年3月31日(月) |
| (13) 最終事業者との契約、結果公表 | 平成15年8月 |

3 応募者の参加資格等

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）であること。

イ グループで応募する場合は、代表者を1社選定するとともに、構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 省エネルギー技術提案提出後において、応募者は、事業運営を目的とした特定子会社等を、県の合意を得て設立することができます。

(2) 応募者の参加資格

ア 施設の省エネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には、その保証措置を行うことができる者であること。

イ 省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。

ウ 省エネルギー保証を伴うESCO事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定に該当する者

ウ 指名停止を受けている者

エ 最近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者

オ 本事業に関するアドバイザリー業務に携わった者

なお、応募者はオの者から本提案に関する援助を受けてはならないこと。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定会議の設置

審査は、学識経験者及び県で構成される「総合リハビリテーションセンターESCO事業提案検討選定会議」（以下「選定会議」という。）で行います。

(2) 審査方法

審査は、資金計画内容、技術提案内容、維持管理内容、計測・検証手法及び運転管理方針等の各面から、総合的に行います。

(3) 事業者の選定

選定会議における審査を経て、県は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

(4) 審査結果の公表

県は、審査結果を公表します。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

事業者は、担当する業務について責任をもって遂行し、事業に伴い発生するリスクを負うものとします。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負います。

2 予想されるリスクと責任分担

事業者が責任を持つ範囲の概要は次のとおりとします。

- (1) 計画・設計段階
- (2) 建設段階
- (3) 維持管理関連
- (4) 計測・検証
- (5) 支払い・保証関連

なお、具体的な責任範囲は募集要項によるものとし、契約で規定します。

3 事業の監視

県は、事業者が提供するサービスの内容を確認するため、事業者に対して定期的に報告等を求めることができることとし、契約で規定します。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1	ESCO事業実施箇所	埼玉県総合リハビリテーションセンター 埼玉県上尾市西貝塚148-1
2	用途地域	市街化調整区域
3	敷地面積	40,785 m ²
4	建物延床面積	32,026 m ²
	(1) A棟	11,043 m ²
	(2) B棟	4,079 m ²
	(3) C棟	2,600 m ²
	(4) D棟	2,305 m ²
	(5) E棟	1,463 m ²
	(6) F棟	10,536 m ²
5	建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部、鉄筋コンクリート造）
	(1) A棟	地下1階、地上5階
	(2) B棟	地上3階
	(3) C棟	地下1階、地上1階
	(4) D棟	地下1階、地上2階
	(5) E棟	地上2階
	(6) F棟	地下1階、地上5階

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約に疑義が生じた場合、県と事業者は、誠意をもって協議するものとします。

また、契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業者は、本事業につき、自己の債務不履行に際して、契約で定める一切の債権債務を引き継ぎ事業を継続する保証人を指定するものとし、契約で規定します。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

県は、財政、金融、税制等の特段の支援・優遇措置を行わないこととします。

第8 その他の特定事業の実施に関し必要な事項

1 応募提案に伴う費用

応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

2 実施方針に対する意見の受付及び回答

この実施方針に対する意見は、別紙（意見書）により郵送またはファクシミリで受け付けます。

受付期間は、平成14年12月18日（水）から平成14年12月27日（金）までとします。

埼玉県総務部管財課（設備担当）

住 所 〒336 - 8501 埼玉県さいたま市高砂三丁目15番1号

電 話 048 - 830 - 2596（設備担当直通）

F A X 048 - 830 - 4736

実施方針に対する意見書

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企 業 名

職名・氏名

平成14年12月18日付け「埼玉県総合リハビリテーションセンターE S C O事業
実施方針」第8の規定に基づき、意見書を提出します。

記

意見項目	
意見内容	